

改正 令和3年10月13日（3中図管企第101号）

改正 令和8年3月30日（7中図管企第205号）

東京都立図書館 館内外撮影規程

第1条（目的）

この規程は、東京都立図書館（以下、「図書館」という。）における館内及び館外撮影に関する事項を定め、図書館事業の知名度向上及び利用促進を図ることを目的とする。

第2条（許可）

- （1）図書館は、以下の要件をすべて満たす場合に撮影を許可する。
 - ア 第1条の目的に合致すること
 - イ 撮影場所が図書館であることを明記すること
- （2）ただし、上記（1）の条件を満たしていても、図書館の事情により撮影に応じられないと判断した場合、図書館は許可しないことができる。

第3条（手続）

- （1）申請者は、原則として、本規程で定める「東京都立図書館 館内外撮影申請書」（様式）（以下、「申請書」という。）を撮影する1週間前までに、中央図書館は企画経営課へ、多摩図書館は協力貸出担当へ提出する。ただし、やむを得ず期日までに提出できない場合は、図書館と協議の上、指定された期日までに提出する。
- （2）撮影日時は、図書館が許可した日時とする。
- （3）申請書には、撮影の目的等を記した企画書・台本等を添付する。
- （4）会社等法人による撮影の申請者は、原則として、会社等法人の代表者とする。ただし、代表者による申請ができない場合は、図書館と協議の上、撮影に関して責任ある者が申請することができる。

第4条（遵守事項）

- （1）撮影に必要な機材は、申請者が準備する。
- （2）図書館利用者を無断で撮影しない。また、利用者の映り込みには十分留意するとともに、不安を与えないように配慮する。
- （3）機材持込みにより図書館の資料を撮影する場合は、図書館が別に定める「複製申請書」を提出し、撮影日までに許可を得る必要がある。
- （4）撮影した写真・映像は、申請書に記載した「撮影の目的」以外の使用はしない。
- （5）撮影した写真・映像について問題が生じた時は、すべて撮影者の責任で処理する。
- （6）原則として、撮影や取材した内容を放映又は出版物等へ掲載した場合は、制作物1部を速やかに図書館に納品する。

第5条（その他）

- （1）図書館は、次の場合に、個人利用を目的とした写真（静止画）の撮影に限り、第4条（2）及

び（５）を遵守させることにより、撮影を許可することができる。このとき、撮影者には撮影時の注意事項を伝えた上で図書館が貸与する腕章を着用させるなどし、申請書の提出は不要とする。ただし、図書館資料の接写は不可とする。

ア 図書館利用者が当日撮影を短時間（10分程度）で希望する場合

イ 図書館が企画する館内ツアー等の参加者や参観者等が撮影を希望する場合

（２）第1条にかかわらず、映画・ドラマ・スチール写真等の撮影を希望する者は、事前に東京フィルムコミッション「東京ロケーションボックス」に相談の上、「ロケ撮影受入れ都庁ルール」に則り申請手続きを行う。このとき、図書館は、本規程に準じて撮影申請書の提出を求めることがある。

（３）本規程に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、図書館と協議する。

附則

平成31年3月29日から施行する。

附則

令和3年10月13日から施行する。

附則

（施行期日）

1 令和8年4月1日から施行する。

（都立中央図書館館内写真撮影許可（当日申込み）についての廃止）

2 都立中央図書館館内写真撮影許可（当日申込み）について（平成31年3月29日中央図書館管理部企画経営課長決定）は、廃止する。